

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部 障害福祉課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区移動支援従事者養成研修補助金							
根拠規定等	文京区移動支援従事者養成研修補助金交付要綱							
創設年月	平成	23	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕	2年	終了予定年月
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕		
見直しの内容								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号		
	5 民生費	3 心身障害者福祉費	2 心身障害者福祉給付費	4 地域生活支援事業費	1 運営事務費			
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	移動支援事業の利用者増加により、従事者の不足状態が続いている。養成研修を実施する事業所に対し、研修にかかる経費を補助し、従事者育成と共に人材不足の解消と確保を目的とする。						
補助事業等の内容	移動支援従事者養成研修を修了後、区内の移動支援事業に従事することができる。						
補助対象経費の内容	講師派遣、図書・資料等の購入、印刷経費、会場の使用、その他区長が必要があると認めた事項						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕						
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 1課程につき50,000円を限度に、対象経費の総額から受講料を差し引いた額を予算範囲内で補助する。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
公募の状況	非公募						
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他〔支出を証する書面〕						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区	国	都	補助対象者
			上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	移動支援事業の利用者増加により、従事者の需要は多く、研修の実施により、人材の確保ができるため、利用する区民のニーズには適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	障害者計画の移動支援利用者の増加見込みから、従事者の育成・確保は必要であるため、政策に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	事業者と受講者の費用負担が抑えられる研修を実施することで、従事者の育成・確保の促進を図ることができる。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	年々増えている利用状況から、従事者の不足により事業の利用が難しくなることは、マイナスである。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	養成研修指定申請により指定された事業所が対象となる。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	交付申請により、審査を行った後、決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	補助の対象に講師派遣による経費も含まれるため代替策はなし。
	補助金の交付による効果が認められるか	B	過去3年交付を行っていないため効果は認められないが、毎年研修を実施し、従事者の育成・確保を行っている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	B	過去3年交付を行っていないため効果は認められないが、毎年研修を実施し、従事者の育成・確保を行っている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	移動支援従事者利用者においては還元されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	適正であり、要綱に抵触していない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	研修実施要綱の要件を満たす事業者としているため、合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	補助金の使途については、交付申請時に経費内訳書の添付、実績報告経費支出の証明書面添付しを要綱にて定めている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数				1
決算(予算)額	0	0	0	50
国庫支出金				0
都支出金				0
その他				0
一般財源	0	0	0	50
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	文京槐の会により年2回(6月頃・1月頃)実施し、修了者においては、移動支援事業に従事している。研修実施の際の補助金交付申請を受けていないため、補助金の交付はなし。			

5 課題及び今後の方向性

年々増えている移動支援利用者に対し、従事者の確保が難しい状況となることは、利用者だけでなく、事業者、今いる従事者にとっても負担が大きいものであるため解消すべき課題と考えている。
 一般に実施される研修の受講料は高額であり、確保も難しいため、区内事業者による受講料が抑えられた身近に受けられる研修を実施及び周知することで、従事者の養成及び確保を行う。